

愛媛県土地等の売払いに係る暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県所有の普通財産である土地又は建物の売払い（以下「土地等の売払い」という。）に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の排除に関して必要な措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、土地等の売払いの適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

第2条 排除措置の対象となる者は、土地等の売払いの一般競争入札等（以下「入札」という。）における参加者（以下「入札参加者」という。）が暴力団及び次の各号のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる場合とする。

(1) 入札対象財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 次のいずれかに該当するもの

法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(注) 「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

(4) 前各号に掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(入札対象財産の選定に関する情報交換)

第3条 愛媛県知事（以下「知事」という。）は、入札の実施に際して、当該入札対象財産が売払い後に暴力団に利用されるおそれの有無について、必要と認める場合には、愛媛県警察本部長（以下「本部長」という。）と緊密に情報交換した上で、入札対象財産を選定するものとする。

2 知事は、入札を実施するときは、あらかじめ当該入札の公告日までに本部長に対し、当該入札に係る手続きの日程、入札対象財産の概要等を連絡するものとする。

(照会)

第4条 知事は、入札実施に際して、入札参加申込受付終了後速やかに、様式第1号により、入札参加者に関する情報について本部長に対し、照会するものとする。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、照会を行わないことができるものとする。

- (1) 証券取引所に株式を上場している法人
- (2) 過去1年間において、警察当局へ照会したもので排除要請がなかったもの
- (3) これらの他、知事において警察当局から排除要請がある者に該当しないと判断するもの

(回答、排除要請及び暴力団の排除)

第5条 本部長は、前条の規定により照会を受けたときは、暴力団排除措置事由に該当する蓋然性が高く、再度の確認を要すると認められる者(以下「要確認者」という。)がいる場合にあっては様式第2号により、その他の場合にあっては様式第3号により、入札日の前日までの可能な限り早い時期に知事に対し、回答するものとする。

2 知事は、開札の結果、要確認者でない者のうち最高の価格をもって入札した者よりも高い価格で入札している要確認者がいる場合には、本部長に対し、様式第4号に補充資料(個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書及び役員等の住民票)を添えて提出し、速やかに再調査を依頼するものとする。

この場合、落札者の決定を留保することとし、その旨を当該入札者全てに対し、様式第5号、様式第5-1号あるいは様式第5-2号により通知するものとする。

また、落札決定を留保した場合には、当該入札者の入札保証金は還付しないものとする。

ただし、当該入札参加者から、様式第6号により辞退の申出があった場合には、入札保証金を還付するものとする。

3 本部長は、前項により提出された補充資料を踏まえて調査確認を行った上、開札日から起算して30日以内の可能な限り早い時期に知事に対し、当該入札からの排除要請の有無について、様式第7号により回答するものとする。

4 前項に基づき本部長から排除要請があった場合、知事は、その該当者に対し、様式第8号により入札無効を通知し、当該入札から排除するものとする。

5 以上の手続きを経た後、知事が定める予定価格以上で入札した者で本部長から排除要請のないもののうち最高価格入札者を落札者と決定するものとし、その結果を入札無効通知受領者以外の入札者に対し、様式第8-1号あるいは様式第8-2号により通知するものとする。

6 調査に日数を要するなどにより前5項により難い特段の事情が生じた場合の手続きは、その都度、知事と本部長が協議して定めるところによる。

(落札後の禁止条件に係る連絡調整)

第6条 知事は、売り払った県有地等が、その後の転売等により暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されているおそれがあると認めるときは、本部長に対し、当該県有地等が当該用途に使用されているか否かについて、意見を聴くことができる。

2 本部長は、売り払われた県有地等が暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されていると認めるときは、知事に対し、様式第9号により速やかに意見を述べるものとし、当該意見を受けた場合は、知事は、本部長と連携して契約解除等必要な措置を講ずることとする。

(相互協力等)

第7条 知事及び本部長は、土地等の売払いから暴力団等を排除するため、暴力団排除に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

2 入札を実施する課の長(以下「入札実施課長」という。)は、この要綱に基づく事務を行うに際し、暴力団等からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を愛媛県警察本部(以下「警察本部」という。)又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第8条 入札実施課長は、入札参加者から暴力団等による不当要求その他土地等の売払いへの介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該入札参加者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。

(情報の適正管理)

第9条 知事及び本部長は、上記の照会、回答及び排除要請その他情報交換に係る情報について、本要綱に規定する目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏えいの防止その他情報の管理に万全を期するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定める知事の業務は総務部管理局総務管理課が、本部長の業務は警察本部刑事部組織犯罪対策課が所掌する。

2 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と本部長との間で、その都度協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。